

関西大学広報委員会  
大阪府吹田市山手町3丁目

広報委員会発行

# 関西大学通信

## 再度「狭山裁判」について

その後の取組み

学長 明石 三郎

関西大学では、去る九月六日の前期試験と併せて、部落差別問題に関する講演会を開催し、その中で、狭山裁判と部落差別問題との関係が論じられた。この講演会には、多くの学生が参加し、熱心な質問応答が行われた。講演会では、部落差別問題の現状と、狭山裁判の意義、そして、今後どのようにしてこの問題を解決していくべきか、について、明石学長が中心となって話された。学長は、狭山裁判は、単に一人の被告人の罪と罰の問題ではなく、社会制度の改革を促す重要な契機であると述べた。また、部落差別問題は、社会の進歩と発展を阻害する重大な社会問題であると強調し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。講演会は大成功を収め、学生たちは、学長の講話に深く感銘を受けた。

### 狭山裁判の判決にあたり

十月三十一日に講演会を開催

#### 部落問題講演会

本学では、狭山裁判の判決日である十月三十一日に、部落問題にかかわる講演会を開催することに決定した。狭山裁判を通じて部落解放についての認識を一層深めるために、教職員・学生諸君は積極的に参加されたい。

##### 第一部

日時 十月三十一日(木)  
第四時限(二時四十分～一六時一〇分)  
千里山学舎 第二学舎2号館 C三〇四R  
演題 「狭山差別裁判」の判決をきいて  
講師 大阪市立大学助教授 村越末雄

##### 第二部

日時 十月三十一日(木)  
第二時限(一八時四十五分～二〇時五分)  
天六学舎 一〇八R  
演題 「狭山差別裁判」の判決をきいて  
講師 本学非常勤講師 玉置哲淳

昭和四十九年十月二十八日

関西大学

既報のとおり、九月二六日に狭山裁判にかかわる講演会が開催されたが、本号では当日の講師である鈴木・森井両先生にあらためて講演要旨をご執筆いただいた。これを掲載することにした。

### 狭山差別裁判」にみる

#### 見込捜査と自白

森井 暉



とを証明する必要がある。狭山裁判では、被告人が自白したことを証明し、検察官がこれを証明した。しかし、この自白は、検察官の見込捜査の結果として得られたものである。見込捜査とは、被告人の自白を前提として、証拠を集める捜査方法である。この捜査方法は、被告人の権利を侵害する可能性がある。狭山裁判では、この見込捜査が正当化された。しかし、これは、被告人の権利を保護する観点からは、問題がある。検察官は、被告人の自白を証明するために、見込捜査を行うべきではない。むしろ、被告人の自白を証明するために、他の証拠を集めるべきである。狭山裁判では、この見込捜査が正当化された。しかし、これは、被告人の権利を保護する観点からは、問題がある。

#### 狭山裁判にかんする

##### 「学長・六学部長声明」の

##### 東京高等裁判所提出について

上林 良一

去る九月二二日に開催された学部長会議の決定に基づき、学長・六学部長は、東京高等裁判所に「狭山裁判」に関する声明書(九月二二日付発表)を提出した。この声明書は、狭山裁判の判決が、部落差別問題の解決に重要な契機となすことを期待し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。また、部落差別問題は、社会の進歩と発展を阻害する重大な社会問題であると強調し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。声明書は、東京高等裁判所に提出された。これは、狭山裁判の判決が、部落差別問題の解決に重要な契機となすことを期待し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。

去る九月二二日に開催された学部長会議の決定に基づき、学長・六学部長は、東京高等裁判所に「狭山裁判」に関する声明書(九月二二日付発表)を提出した。この声明書は、狭山裁判の判決が、部落差別問題の解決に重要な契機となすことを期待し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。また、部落差別問題は、社会の進歩と発展を阻害する重大な社会問題であると強調し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。声明書は、東京高等裁判所に提出された。これは、狭山裁判の判決が、部落差別問題の解決に重要な契機となすことを期待し、大学として、この問題の解決に貢献する責任を担うべきであると述べた。

何かをやったということ。これを証明するよりも、何かをやらなかったことを証明する方が難しい。たまたま、狭山裁判では、被告人の自白が証明された。しかし、これは、検察官の見込捜査の結果として得られたものである。見込捜査とは、被告人の自白を前提として、証拠を集める捜査方法である。この捜査方法は、被告人の権利を侵害する可能性がある。狭山裁判では、この見込捜査が正当化された。しかし、これは、被告人の権利を保護する観点からは、問題がある。検察官は、被告人の自白を証明するために、見込捜査を行うべきではない。むしろ、被告人の自白を証明するために、他の証拠を集めるべきである。狭山裁判では、この見込捜査が正当化された。しかし、これは、被告人の権利を保護する観点からは、問題がある。



